

軽井沢町通訳及び翻訳ボランティア登録制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が国際親善文化観光都市として外国人にやさしいまちづくりを推進するために、通訳及び翻訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録・紹介を行い、外国人住民及び外国人訪問者への支援並びに日本人住民との交流を推進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 町及び軽井沢町教育委員会が依頼する通訳、翻訳及び翻訳文の校正
- (2) 外国人住民が町内で行う行政手続等における通訳
- (3) 外国人住民が町内の医療機関で受診する際の受付等事務手続における通訳及び翻訳
- (4) 外国人訪問者が町内で観光をする際の通訳ガイド
- (5) 町内で発生した災害時における通訳、翻訳及び翻訳文の校正
- (6) その他町長が必要と認める通訳、翻訳及び翻訳文の校正

(登録)

第3条 ボランティアの登録を希望する者は、軽井沢町通訳及び翻訳ボランティア登録申込書（様式第1号）を町長へ提出し、町の登録を受けてボランティアの活動を行うものとする。

2 ボランティアの登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 町民で18歳以上の者
- (2) 前条の活動内容において、日本語と外国語との通訳又は翻訳ができる言語能力のある者
- (3) 国際交流に係る事業に協力する意欲のある者

(ボランティア保険の加入)

第4条 町は、ボランティアの登録を希望する者をボランティア活動保険に加入させるものとする。

2 前項に規定するボランティア活動保険の対象とならない事象については、町長はその責任を負わないものとする。

(登録内容の変更)

第5条 第3条第1項のボランティアの登録を受けた者（以下「ボランティア登録者」という。）は、登録事項に変更が生じた場合は、軽井沢町通訳及び翻訳ボランティア登録変更届（様式第2号）を速やかに町長へ提出するものとする。

(ボランティアの紹介依頼)

第6条 ボランティアの依頼をしようとする者(以下「依頼者」という。)は、軽井沢町通訳及び翻訳ボランティア紹介(変更)依頼書(様式第3号)を、ボランティアを必要とする日から起算して14日前までに町長へ提出するものとする。ただし、緊急を要するものと町長が認めた場合は、この限りでない。

2 町は、前項の依頼において、営利又は特定の政治・宗教活動及び司法関係を目的としたものについては受け付けないものとする。

3 依頼者は、依頼の内容に変更が生じた場合は、速やかに軽井沢町通訳及び翻訳ボランティア紹介(変更)依頼書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(ボランティア登録者の紹介)

第7条 町は、前条第1項の規定による依頼を受けたときは、その内容を審査し、ボランティア登録者に照会するものとする。

2 町は、ボランティア登録者の同意を得て、依頼者に当該ボランティア登録者の氏名及び電話番号等を連絡するものとする。

3 ボランティア登録者の紹介を受けた依頼者は、具体的な依頼内容について、依頼者の責任において事前にボランティア登録者と打ち合わせを行うものとする。

4 ボランティア登録者は、依頼を受けたボランティアができなくなった場合は、速やかに町に連絡しなければならない。

(費用負担)

第8条 ボランティア登録者は、原則として無報酬でボランティアを行うものとする。

2 ボランティアに係るボランティア登録者の自宅から集場所への移動に要する費用は、ボランティア登録者の負担とする。ただし、通訳ガイドに要する交通費、資料・材料費、施設入場料等の費用は、依頼者の負担とする。

(責任の所在)

第9条 依頼者の希望する日時にボランティア登録者の紹介ができない場合、又は緊急若しくは不測の事態によりボランティア登録者が活動不可能となった場合において、町長はその責任を負わないものとする。

2 依頼者とボランティア登録者間に生じた問題については、当事者間において解決に当たるものとし、町長はその責任

を負わないものとする。

- 3 通訳、翻訳及び翻訳文の校正により生じた、第三者への賠償については、町長はその責任を負わないものとする。

(実績報告)

- 第 10 条 ボランティア登録者は、依頼を受けたボランティアを終了したときは、軽井沢町通訳及び翻訳ボランティア活動実績報告書(様式第 4 号)を町長へ提出するものとする。

(守秘義務)

- 第 11 条 ボランティア登録者は、ボランティアで知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(登録の取消し)

- 第 12 条 ボランティア登録者がボランティアの登録を取り消そうとするときは、町長に軽井沢町通訳及び翻訳ボランティア登録取消届(様式第 5 号)を提出しなければならない。

- 2 町は、ボランティア登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消しを行うことができるものとする。

- (1) ボランティア登録者より前項に規定する取消届の提出があった場合
- (2) ボランティア登録者が町民でなくなった場合
- (3) ボランティア登録者と町との連絡が不能になった場合
- (4) 町長がボランティア登録者を不適格と認めた場合

(委任)

- 第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 30 日告示第 26 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日告示第 9 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。